

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」
（ハーグ条約）を実施するための中央当局の在り方に対する
意見書

2011年（平成23年）10月19日
日本弁護士連合会

第1 中央当局の指定

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称。以下「条約」という。）
第6条第1項の中央当局は、外務大臣とする。

【意見】中央当局を外務省とすることに賛成である。

第2 子の返還に関する援助

1. 返還援助申請

(1) 条約第8条に規定する申請（以下「返還援助申請」という。）は、書面（日本語又は英語により記載したものに限る。）を外務大臣に提出して行うものとする。

(2) (1)の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 申請者、子及び当該子を連れ去り、又は留置している者の特定に関する事項

イ 可能な場合には、子の生年月日

ウ 子が一の条約締約国に常居所を有していたこと、申請者が当該条約締約国の法令により監護の権利を有しており、かつ、子の連れ去り又は留置が当該監護の権利を侵害することその他の申請者が子の返還を請求する根拠

エ 子の所在及び子と共に所在すると推定される者の特定に関する全ての入手可能な情報

(3) 返還援助申請に必要な書類（注）その他詳細については、なお検討するものとする。

（注：返還援助申請に必要な書類は、例えば、以下が想定される。

- ・返還援助申請書
- ・子が16歳未満である根拠
- ・監護の権利を有していることを証明する根拠）

(4) (1)の申請は、申請者が我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて送付する

か、又は外務大臣に対し直接行うものとする。

【意見】概ね賛成であるが、(2)アは、「子及び当該子を現に監護している者の特定に関する事項」とすべきである。

【理由】法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会（以下「法制審部会」という。）では、返還手続の相手方として、「現に子を監護している者」に当事者適格がある者としていることから、返還援助申請の対象も同様とすべきである。

2．返還援助申請を我が国以外の条約締約国の中央当局に送付する場合

(1) 外務大臣は、返還援助申請の対象である子が我が国以外の条約締約国に現に所在すると信ずるに足りる理由があるときは、当該返還援助申請を当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付するものとする。

(2) 外務大臣は、(1)の送付をしたときは、その旨を申請者（我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて返還援助申請の送付を受けた場合においては当該中央当局）に通知するものとする。

【意見】賛成である。

3．子の返還に関する援助の実施

(1) 1．による返還援助申請があったとき（我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて返還援助申請の送付を受けたときを含む。）は、(2)に基づき却下した場合を除き、外務大臣は、4．から10．までの必要な援助を行うものとする。

(2) 外務大臣は、返還援助申請に係る書類に照らし次のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、当該申請を却下することができるものとする。

ア 子が16歳に達していること。

イ 子が我が国に現に所在しないこと（2．(1)の場合を除く。）

ウ 連れ去り又は留置が行われたとされる時の直前に子が一の条約締約国に常居所を有していなかったこと。

エ 子の連れ去り又は留置が申請者の監護の権利を侵害しないこと。

オ 子の連れ去り又は留置が行われたとされる時に、我が国又は子が常居所を有していた国について（2．(1)の場合においては、我が国又は子が現に所在する国について）条約が効力を生じていなかったこと。

(3) 外務大臣は、返還援助申請を却下したときは、その旨及びその理由を申請者（我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて返還援助申請の送付を受けた場合においては当該中央当局）に直ちに通知するものとする。

【意見】概ね賛成である。なお，(2)は申請を却下できる場合として，「返還援助申請に係る書類に照らし」と限定しているが，4に規定する子の所在の確知のための調査手続の過程で子が我が国に現に所在しないことが明らかになった場合にも，申請を却下できるものとするべきである。

【理由】本項では，書類上，援助の要件を満たさないことが明らかな場合，中央当局は援助申請を却下できる旨規定している。そのうち，(2)イの「子が我が国に現に所在しないこと」という要件は，4の子の所在の確知のための調査手続において，明らかになる可能性がある。このような場合にも，申請を却下できるものとするのが適当であるので，その旨を明記すべきである。

4．国内における子の所在の確知

(1) 外務大臣は，返還援助申請の対象である子及び当該子を連れ去り，又は留置している者の国内における所在を確知するため必要と認めるときは，関係行政機関，関係地方公共団体，独立行政法人及び国立大学法人等の長，特殊法人及び認可法人の代表者に対して，その確知のために必要な情報(個人情報を含む。)の提供を求めることができるものとする。

(2) (1)により情報の提供を求められた者は，遅滞なく，外務大臣にその情報を提供するものとする(注)。

(注1：外務大臣の要請に応じて提供する資料に含まれる個人情報は，その要請の相手方が行政機関である場合は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条第1項，独立行政法人等である場合は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年方第59号)第9項第1条，地方公共団体又は地方独立行政法人である場合は，各地方公共団体の個人情報の保護に関する条例に，それぞれ目的外利用及び提供の制限の例外として定められている「法令に基づく場合」等，その他の者(民間の団体)である場合は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第1号，に該当すると整理する。以下7．及び10．における必要な情報における個人情報も同様。

また，提供すべき情報の範囲及び情報提供の仕方については，なお検討するものとする。以下，第2の7及び10並びに第3の3において提供すべき情報についても同様である。)

(3) 外務大臣は，(1)のほか，関係のある民間の団体に対して，子及び当該子を連れ去り，又は留置している者の所在を確知するために必要な個人情報の提供を

求めることができるものとする（注1）。

（注1：ただし、民間の団体については、上記(2)の情報提供の義務は課さない。）

（注2：申請者からの情報のみでは子の所在を確認することができない場合には、中央当局は、おおむね以下の手順で段階的に関係機関に対し照会することを想定しており、関係機関との具体的な協力の仕方については、なお検討するものとする。

子の日本への入国事実を確認するための出入国記録

子の本籍地を確認するための旅券発給申請情報

子の現住所を確認するための住民基本台帳や戸籍の附票

子の就学に関する情報又は子及び子の監護者の社会保障給付情報）

(4) 返還援助申請の対象である子が我が国に現に所在している可能性がある場合において、(1)及び(2)の措置をとったにもかかわらず、その所在を確認することができないときは、外務大臣は、当該子に関し、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第30条の規定に基づく措置をとるよう求めることができるものとする。

（注：入国記録は存在するが出国記録は存在しないことから、我が国国内に所在している可能性が高いにもかかわらず、行政機関や地方公共団体から得られた情報では子の所在を確認することができない場合には、中央当局が警察に行方の調査等を求めるものとするのが適当と考えられる。）

(5) 外務大臣は、(1)から(3)までの措置に基づき取得した個人情報申請者及び我が国以外の条約締約国の中央当局に提供してはならないものとする。ただし、申請者又は我が国以外の条約締約国の中央当局から子の所在に関する情報の提供を求められた場合において、当該子を連れ去り、又は留置している者の同意があり、当該情報の提供を受ける申請者又は我が国以外の条約締約国の中央当局が情報の提供を受ける目的（注1）以外の目的で当該情報を利用することがないと認められ、かつ、当該個人情報を提供することにより当該子の権利利益を不当に侵害するおそれがないときはその限りでない。

（注1：当該情報の提供を受ける申請者又は我が国以外の条約締約国の中央当局が情報の提供を受ける目的とは、当該条約締約国で行われている本案に係る裁判手続のために必要とされる等が想定される。）

（注2：新たに創設される子の返還に係る司法手続との関係においては、相手国の中央当局及び申請者が子の所在情報を了知せずとも、我が国において当該司法手続を開始・遂行することが可能となる仕組みが構築されること

が必要となる。)

【意見】(1)につき、「返還援助申請の対象である子及び当該子を連れ去り、または留置している者」を「返還援助申請の対象である子及び当該子を現に監護している者」とすべきである。また、提供すべき情報の範囲は、明示すべきである。

(3)につき、「関係のある民間団体」の範囲を明記した上で、(2)と同様の規定をすべきである。また、提供すべき情報の範囲は、明示すべきである。

(4)につき、行方不明者発見活動に関する規則第30条の規定に基づく措置を取るよう求める場合は、「(1)から(3)までの措置をとったにもかかわらず」とすべきであり、限定的であるべきである。また、行方不明者発見活動を行うに際しては、行方不明者に関する資料を、警察署の掲示板への掲示やインターネットの利用などにより公表すること(同規則第14条)は、避けるべきである。

(5)につき、「外務大臣は、(1)から(3)までの措置に基づく個人情報を、返還手続を行う裁判所以外に提供してはならないものとする。ただし、5(1)の場合を除く」とすべきである。

【理由】

(1) 法制審部会では、返還手続の相手方として、「現に子を監護している者」に当事者適格があるとしていることから、返還援助申請の対象も同様とすべきである。また、提供される情報は、子の所在の確知に必要な範囲に限定すべきであり、提供される情報の範囲をガイドライン等により明記すべきである。

(3) 民間団体による必要な個人情報の提供を実効性のあるものとするためには、民間団体にも情報の提供を義務付けるべきである。他方、「関係のある民間団体」という規定では、情報提供が義務付けられる民間団体の範囲が必ずしも明らかでないことから、義務付けの対象となる民間団体を可能な限り特定し、また提供すべき情報の範囲を明らかにすべきである。

(4) 「(1)及び(2)の措置を取ったにもかかわらず」の点は、「(1)から(3)までの措置を取ったにもかかわらず」とすべきであるが、これらを行っても、子の所在を確知することができない場合は、子の福祉の観点から、子の所在を明らかにすることが望ましいため、中央当局が警察に対し、行方不明者発見活動を要請することが必要な場合もありうる。他方、行方不明者発見活動をいう形態ではあっても、子の所在調査に警察が関与することについては、抑制的であるべきである。そこで、行方不明者発見活動を要請する場合は、他の取りうる方法によってもなお明らかでない場合に限定すべきである。

また、行方不明者発見活動に関する規則では、行方不明者に関する資料を、警察署の掲示板への掲示やインターネットの利用などにより公表するといった活

動が予定されているが(同規則第14条),子のプライバシー配慮の観点からは,このような活動は行うべきではない。

- (5) 原案は,外務大臣が取得した個人情報を,原則として申請者及び我が国以外の条約締約国の中央当局に提供してはならないものとしているが,そもそも,外務大臣が取得した個人情報は,子の返還手続のために用いられるものであることから,提供先は(手続に必要な範囲である)裁判所に限定すべきである。

また原案は,提供された情報を,申請者及び我が国以外の条約締約国の中央当局に提供する例外的場合について規定しているが,例外の要件が不明確で,その判断が恣意的になりやすいこと,たとえ例外であっても情報が開示される場合があることとすると,情報提供者は提供した情報の利用に対する懸念を払しょくできず,情報提供を躊躇するおそれがあることからすると,申請者及び我が国以外の条約締約国の中央当局に提供する例外的場合を認めるべきではない。そして当該子を連れ去り,留置している者の同意がある場合は,取得した個人情報の取扱いの例外としてではなく,6.子の任意の返還又は問題の友好的解決の支援として位置付け,本人からの要請に基づき,必要な支援の一環として情報提供等を行うべきである。

そこで,(5)では,外務大臣が取得した個人情報の提供先を裁判所に限定し,申請者及び我が国以外の条約締約国の中央当局に対し提供することを認めないこととすべきである。なお,5(1)の場合については,同項を参照されたい。

5. 子に対する更なる害又は利害関係者に対する不利益の防止

- (1) 外務大臣は,返還援助申請の対象である子が日本国内において虐待を受けているとの情報を得た場合は,市町村,都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に対し,当該子の安全を確認するよう求めることができるものとする。

(2)

ア 外務大臣が,返還援助申請の対象である子が日本国外に連れ去られることを防ぐため,当該子を連れ去り,又は留置している者に対し,当該子名義の全ての旅券の任意の提出を求めることができるものとするべきか,なお検討するものとする。

イ 外務大臣は,アの措置のほか,返還援助申請の対象である子が日本国外に連れ去られることを防ぐため,適切な措置をとるものとし,具体的にどのような措置をとることができるかについては,なお検討するものとする。

(注：現行の旅券事務の運用においては，未成年者の旅券発給申請書には，戸籍謄(抄)本によって確認できる共同親権者の一方の署名をもって，他方もこれに同意しているものとみなして旅券発給を行っている。ただし，親権者の一方から，未成年者である子への旅券発給を望まない旨の明示的な意思表示が都道府県旅券事務所や在外公館等に対し行われた場合，又は窓口における対応等において，父母が親権につき協議中であることが判明した場合には，他方の親権者の同意書の提出を求めており，提出がない場合は，原則として，旅券を発給していない。この措置を引き続きとることが適切であると考えられる。

さらに，再連れ去り防止の観点から，再連れ去りの疑いがある個別事案については，外務大臣が法務省に対して出国事実の照会を行うことが考えられる。

上記措置以外にどのような措置をとることができるかについては，なお検討するものとする。)

【意見】

(1)について，安全の確認を求めるのではなく，児童福祉法及び児童虐待防止法上の通告をすることとするのが適切である。また，虐待の情報を得た場合すべてに通告をするのではなく，中央当局において「必要と認める場合」に通告とするべきである。

なお，返還命令手続中に児童相談所等が子を監護する状況となった場合は，中央当局はすみやかにその旨を裁判所に伝えることとするべきである。

(2)について

ア 賛成である。

イ Taking Parent (子を連れ去った親。以下「TP」という。)又はLeft Behind Parent (子を連れ去られた親。以下「LBP」という。)による他国への再連れ去りを防止するため，当事者が裁判所において子を出国させない旨の合意をした場合は子の出国を止めることができるよう，出国に関する立法的手当てを講じるべきである。また，裁判所からパスポート保管，出国禁止の保全命令が出た場合は，それらが実効性を持つ措置を講じることができるよう，立法的手当てをすべきである。さらに，中央当局に対する申請に基づくパスポートの発給留保の措置を講じるべきである。

また，日本国内における再連れ去りを防止するため，転居の際の届出を義務付けるほか，国内外への再連れ去りを防止するため，中央当局職員が直接訪問し，当事者(TP)が条約の内容や趣旨等について理解するよう十分に説

明する体制とするべきである。

【理由】

(1) ハーグ国際私法会議のグッドプラクティスには、子に対する更なる害の具体例の一つに「TPによる子への虐待や暴力」を挙げており、これに対する防止措置を規定することは賛成である。その具体的内容として、上記案では、虐待の情報を得た場合には「当該子の安全の確認を求めること」としている。しかし、児童福祉法では、要保護児童を発見した者は、福祉施設や児童相談所等（以下「児童相談所等」という。）に「通告」するよう規定し（同法第25条）、児童虐待防止法でも、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は児童相談所等に「通告」するよう規定している（同法第6条）。そして、通告を受けた児童相談所等は安全確認等の措置を講じるものと規定されている。そのため、虐待等の情報を得た中央当局としては、児童福祉法及び児童虐待防止法に従い、その情報に基づいた「通告」をする必要があり、かつそれで足りる。

また、案では、虐待の情報を得た場合、すべての場合に中央当局が対応することとなっている。しかし、もたらされる情報の内容や情報提供者によっては、児童福祉法や児童虐待防止法上の虐待に該当しないと思われるものや何ら根拠がないにもかかわらず虐待だと主張している場合などもありうる。かかる場合もすべて中央当局が対応しなければならないとするのは適切ではなく、情報を得た中央当局において、必要と認める場合に通告するという規定にするのが妥当である。

なお、法制審部会中間取りまとめでは、返還命令手続の相手方は、「現に子を監護する者」となっている（7当事者適格(2)相手方）。そうすると、返還命令手続中に虐待等の事情で児童相談所等が子を監護する状況となった場合、相手方の地位は監護親から当該施設に移ることになる（この点については、同箇所における意見及び理由を参照されたい）。したがって、同状況が生じた場合は、中央当局はすみやかにその旨を裁判所に知らせるようにするべきである。

(2)

ア グッドプラクティスには、子に対する更なる害の具体例の一つとして、「子の再連れ去り」を挙げている。子の再連れ去りについては、TPによる他国への再連れ去り、LBPによる他国への再連れ去り（自力救済）が想定されるところ、パスポートの任意提出はこれらを防止する方法として有効であり、当事者の任意によるもので最も問題が少ない手段であることから、積極的に認めるべきである。

イ 当事者が合意しているのに、それを実効あらしめる手段がないとするのは、合意した意味を失わせ、妥当ではない。したがって、当事者が裁判所

において出国しない旨の合意をした場合，その合意の実効性を確保するために，子のパスポート番号を入管に通知しウォッチリストに登録するなど，出国を止めることができる措置ができるようにするべきである。この点，現在の出入国管理及び難民認定法では，旅券法上の返納命令が出ている場合を除き，日本人の出国を禁止・留保する制度はない。しかし，当事者が裁判所において出国させない旨の合意をしている場合，当事者だけで単に合意したのではなく調停調書等裁判所において確認されており，真意に出したのかについての確認も裁判所においてなされている上，当事者が合意している点でパスポートの任意提出と同様出国の自由に抵触する問題はあまり生じないと考えられるので，上記のような実効性確保の措置を導入することが相当である。したがって，かかる場合においては，出国を止めることができる措置を講じることができるよう，出国に関する立法的手当てを行うべきである。

これまで，裁判所が出国禁止の保全命令を出している例が実際にあるが，これを実効あらしめる措置は現実には存していない。裁判所が保全の必要性などを審理し命令を出しているにもかかわらず，それに対応する措置がないのは問題がある。したがって，裁判所による出国禁止の保全命令に対する措置（例えば，前記した入管への通知・登録などの方法が考えられる。）が講じられるように，出国に関する立法的手当てを行うべきである。また，裁判所によってパスポート保管の保全命令などについても，子の再連れ去り防止の確保の観点から積極的に検討するべきである。なお，出国禁止やパスポート保管について子の出国の自由との関係を問題とする考えもあるが，同措置はまさに再連れ去りによって子が更なる不利益を負うことを防止するためのものであり，子の保護のために必要なものである。また，裁判所による手続を経ていること，出国できないのは返還命令が出るまでの期間（あるいは面会交流の合意や審判が出るまでの期間）に限られること，親の出国の自由は何ら制限されないこと等を考えると手段としても相当である。なお，旅券法では，「旅券の名義人の生命，身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合」には旅券返納を命じることができるとしている（同法第19条4号）。しかし，返納まで命じなくとも，実際の出国が止められる措置さえ講じられるのであれば目的を達することができるのであることから，返納以外でも上記各場合においては出国を止められるとする立法的手当てを行うのが適当と思われる。仮に，返納以外の制度で出国を止めることができるとする立法を行う

ことができないのであれば、裁判所による保全命令等がある場合には、旅券法の第19条4号を満たす旨の規定を設けて対応できるようにすべきである。

補足説明は、再連れ去りを防止したい当事者が、自主的に都道府県事務所や在外公館等に対して子への旅券発給を望まない旨の意思表示をすれば足りるとしている。しかし、子の所在が不明である場合、旅券発給を望まない当事者はどこの都道府県事務所等に対して意思表示すればよいかもわからない。したがって、かかる場合は、中央当局に対する申請をすれば、それに応じて中央当局が子の所在する都道府県事務所等に通知等することにより旅券発給されないといった措置を講じることができるようにしておくべきである。

及び 日本国内で転居することにより所在が不明となることを防止するため、転居の際は中央当局にその旨を届け出るようにする必要がある。また、国内外を問わず、再連れ去りによって子が更なる不利益を負うことがないようにするためには、当事者（特にTP）に条約の趣旨と内容を十分に理解してもらうことが不可欠である。そのため、中央当局は所在が判明したTPに対して、単に書面やメール等で条約の概要等について一方的に知らせるのではなく、中央当局の職員（外部委託でも可）が直接子及びTPを訪問し、状況を把握するとともに、十分な説明を尽くすことが必要である。なお、グッドプラクティスには、子に対する更なる害の具体例として、「LBPを含むその他の家族との接触の断絶」も挙げているが、この措置は、そのような事態の解決や、中央当局の重要な任務である合意による解決の促進にもつながる。

6. 子の任意の返還又は問題の友好的解決

外務大臣は、返還援助申請があったときは、当該子を連れ去り、又は留置している者と申請者とが、自主的に問題の解決を図るために調整することに対し助力を与え、これによって当該子の任意の返還を実現し、又は問題の友好的な解決を図るよう、例えば次に掲げる措置をとることが考えられるが、具体的にどのような措置をとるのが適切かについては、なお検討するものとする。

- 一 申請者の同意を得た上で、子を連れ去り、又は留置している者に対し、当該子の任意の返還を実現し、又は問題の友好的な解決を図ることを促すこと（裁判所による返還命令が出された後の返還が円滑に行われるための支援も含む）。

二 家事審判法（昭和22年法律第52号）〔家事事件手続法（平成23年法律第52号）〕に基づく調停の制度を紹介（注）すること。

三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき業務の認証を受けた民間紛争解決手続事業者又は弁護士会が設置する民間の裁判外紛争解決機関等であって、国際家事紛争を適確に取り扱うことができると認められるものを紹介すること。

四 一から三までのほか、各種相談に応じることのできる関係機関を紹介すること。

（注：家事審判法に基づく調停の制度を紹介することの適否については、法制審議会における調停制度の在り方についての議論も踏まえ、なお検討するものとする。）

【意見】賛成である。

7. 子の社会的背景に関する情報の交換

(1) 外務大臣は、関係者（子の返還を得るための司法上又は行政上の手続に係る裁判所及びその当事者）からの求めがある場合において、適当と認めるときは、我が国以外の条約締約国（子が常居所を有していた国）の中央当局に対し、条約第7条第2項dに規定する子の社会的背景に関する情報（注1）の提供を求めることができるものとする（注2）。

（注1：社会的背景に関する情報

個々の事案により様々なものが含まれ得るが、代表的なものとしては、人権相談記録及び人権侵犯事件記録、子の就学情報、児童福祉施設で作成される記録や民生（児童）委員が保有する情報、DV関係の情報、各種相談情報及び保護記録等が考えられる。）

（注2：本条項をはじめとする中央当局間での情報の交換（裁判資料となり得るものを含む。）については、それぞれの中央当局による対応がケースバイケースとなることに留意する必要がある。）

(2)

ア 外務大臣は、我が国以外の条約締約国の中央当局から子の社会的背景に関する情報の提供を要請された場合において、次のいずれにも該当するときは、関係行政機関、関係地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人等の長、特殊法人及び認可法人の代表者並びに関係のある民間の団体に対して、必要な情報（本人（当該情報における本人に該当する者。）の知り得ない情報及び

第三者に関する情報を除く。)を特定した上で提供を求めることができ、当該情報を当該中央当局に対し提供することができるものとする(注)。

- 一 当該中央当局からの要請の目的が適当であると認められるとき。
 - 二 当該中央当局が要請の目的以外の目的で当該情報を利用することがないと認められるとき。
 - 三 本人(当該情報における本人に該当する者。ただし、子に関する情報の場合は、申請者及び子を連れ去り、又は留置している者の双方。)の同意があるとき。
 - 四 当該情報を提供することによって、子、子を連れ去り、若しくは留置している者又は申請者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められないとき。
- イ アの情報の提供を求められた者は、遅滞なく、外務大臣にその情報を提供しなければならないものとする。

【意見】

- (1) 「関係者(子の返還を得るための司法上又は行政上の手続に係る裁判所及びその当事者)からの求めがある場合において」とある点については、「裁判所からの求めがある場合において」とすべきである。

また、子の常居所地国の中央当局に情報の提供を求める場合については、我が国の中央当局は、特に日本へのインカミングケースが多いと予想される締約国の中央当局との間で協議を行うなどして、実際に情報提供がなされるように努めるべきである。

- (2) 「子の社会的背景に関する情報」及び情報を求める先である公私の団体が無限定に広がることがないように、ガイドラインその他適切な方法により制限をすべきである。

【理由】

- (1) 子の社会的背景に関する情報を中央当局同士で交換できることが望ましいが、一方当事者からの要請ではなく、裁判所からの求めがある場合に限定する(ただし、裁判所は、当事者の求めが適切であると判断する場合には、これに応じて中央当局に求めることが前提である。)ことが適切である。また、現状では、我が国以外の中央当局が情報提供の求めに応じないことも予測されるので、そのような場合には、邦人保護の趣旨から、当該国における我が国の領事部において、可能な限り情報収集をすることが期待される。

- (2) 「子の社会的背景に関する情報」について、センシティブな情報が例示されている。しかし、要件とされている「目的が適当であること」、「目的外利用をしない

いこと」、「本人の同意」だけでは、提供すべき情報が無限定に広がるおそれも懸念される。抽象的要件をこれ以上加えることは必ずしも容易ではないことから、民間団体に情報提供義務を課すことが前提とされていることにも照らし、ガイドライン等により、「子の社会的背景に関する情報」や情報提供をする団体等について具体的な例を挙げて、限定的なものとして運用されるようにすべきである。

8．子の返還を得るための司法上の手続の開始についての便宜の供与

9．法律に関する援助及び助言の提供についての便宜の供与

これら便宜の供与の具体的制度の在り方については、なお検討するものとする。

【意見】賛成である。なお、締約国の法制度等に関し、あらかじめ締約国から情報収集し、その日本語訳を用意すべきである。

【理由】ハーグ条約の締結に際し、締約国における子の監護、子の連れ去りなどの法制度に関する情報が不可欠であるところ、これらの情報への日本語でのアクセスを確保すべきである。そこで、8、9の具体的制度の在り方について検討する際には、これら情報の提供の在り方についても検討すべきである。

なお、必要と思われる締約国の法制度等に関する情報のうち、主なものは以下のとおりである。

(1) 子の監護に関する主要国の法制度等

ア 子の監護に関する法制度

イ 子の連れ去りに関する法制度及びその実情（含刑事訴追の有無）

(2) 児童虐待に関する主要国の法制度等

ア 法制度及びその運用状況

イ 行政機関・民間機関等の対応状況

ウ 利用できる福祉制度

(3) DVに関する主要国の法制度等

ア 法制度及びその運用状況

イ 行政機関・民間機関等の対応状況

ウ 利用できる福祉制度

エ 利用可能なシェルターのリスト

オ 被害者向け対応マニュアル

カ 当該国言語での対応が困難な場合について（日本語での情報提供の有無などを含む。）

(4) 法律扶助制度の概要及びその運用状況

(5) 主要なハーグ返還事件裁判例 (INCA DAT (The International Child Abduction Database) 掲載判例を含む。)

10. 子の安全な返還の確保

(1) 外務大臣が、国内に所在する返還援助申請の対象である子が我が国以外の条約締約国（当該子が常居所を有していた国）に安全に返還されることを確保するため、また、子が当該条約締約国に戻った後、本案審理の開始等につき、子と共に常居所地国に戻った日本人親からの求めに応じて、次に掲げる措置をとることが考えられるが、具体的にどのような措置をとるのが適切かについては、なお検討するものとする。

ア 個々の事案の具体的事情に応じ、当該我が国以外の条約締約国の中央当局に必要な協力を求めること。

イ 子又は子と共に常居所地国に戻った親が日本国籍を有する場合には当該我が国以外の条約締約国を管轄する我が国の在外公館が適切な支援を行うこと。

(注：返還援助申請の対象である子が常居所を有していた条約締約国の中央当局及び当該条約締約国を管轄する我が国の在外公館とも連携しつつ、適切な措置をとることが適当であると考えられる。具体的には、返還後の子の安全の確保が懸念される事案であれば、適当な保護機関又は司法当局に通報すること、子が常居所を有していた国において利用し得る保護措置やサービスについて情報を収集すること等が考えられる。)

(2) 外務大臣は、国外に所在する返還援助申請の対象である子が国内に安全に返還されることを確保するため、国内関係機関に対し、必要な情報（注）の提供その他の協力を要請することができるものとする。

(注：以下の情報を関係省庁に求めることが想定される。)

ア 入国手続に関する情報

イ DV被害者等について、DV防止法に基づく対応並びに虐待を受けた児童に対する児童福祉法及び虐待防止法に基づく対応に関する情報

ウ 子及び子と共に帰国する親に対する社会保障給付等に関する情報

また、返還申請の結果、子が我が国（子が常居所を有していた国）に返還されることになったものの、(養育能力がない等の理由により)申請者の元には子が戻らない場合に、当該申請者から日本国内における面会交流支援等につき相談があれば、我が国の中央当局は、面会交流支援機関の紹介等の支援を行うことが適当と考えられる。)

【意見】賛成である。

第3 子との接触に関する援助

1. 接触援助申請

(1) 条約第21条の規定に基づく申請（以下「接触援助申請」という。）は、書面（日本語又は英語により記載したものに限る。）を外務大臣に提出して行うものとする。

(2) (1)の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 申請者、子及び当該子を現に監護している者の特定に関する事項

イ 可能な場合には、子の生年月日

ウ 子が一の条約締約国に常居所を有していたこと、申請者が当該条約締約国の法令により接触の権利を有しており、かつ、子を現に監護している者により当該接触の権利が侵害されていることその他の申請者が子との接触を請求する根拠

エ 子の所在及び子と共に所在すると推定される者の特定に関する全ての入手可能な情報

(3) 接触援助申請に必要な書類（注）その他の詳細については、なお検討するものとする。

（注：接触援助申請に必要な書類は、例えば、以下が想定される。

・ 接触援助申請書

・ 子が16歳未満である根拠

・ 接触の権利を有していることを証明する根拠）

(4) (1)の申請は、申請者が我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて送付するか、又は外務大臣に対し直接行うものとする。

【意見】賛成である。

2. 接触援助申請を我が国以外の条約締約国の中央当局に送付する場合

(1) 外務大臣は、接触援助申請の対象である子が我が国以外の条約締約国に現に所在すると信ずるに足りる理由があるときは、当該接触援助申請を当該条約締約国の中央当局に遅滞なく送付するものとする。

(2) 外務大臣は、(1)の送付をしたときは、その旨を申請者（我が国以外の条約締約国の中央当局から接触援助申請の送付を受けた場合においては当該中央当局）に通知するものとする。

【意見】賛成である。

3. 子との接触に関する援助の実施

(1) 接触援助申請があった場合（我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて接触援助申請の送付を受けた場合を含む。）において、申請者が主張する接触の権利が、我が国及び子が常居所を有していた国（2.(1)の場合においては、我が国及び子が現に所在する国）の双方について条約が効力を生じた後に拒否されたとき又は拒否され続けているときに、外務大臣が第2の4.から9.までの援助のうち、具体的にどのような範囲の援助を行うのが適当かについては、なお検討するものとする（ただし、第2の6.のうち、子の任意の返還を除く。）。

【意見】検討することに賛成である。特に、第2の7.子の社会的背景に関する情報の交換を支援の範囲に含めることについては、慎重に検討すべきである。

【理由】本案では、条約締結以前に生じた接触の権利侵害に関しても、支援をすることが想定されている。これに対しては、DV等を理由として条約締結以前に国内に逃げ帰ってきた相手方に不安感を与えるものであるとして反対する意見もあり得る。しかしながら、子を国外へ返還することを命ずる返還命令の場合とは異なり、対象となる子が現在の住所において申立人との面会交流を果たすことへの支援であることから、ハーグ条約第21条の趣旨を尊重し、過去に遡っての接触援助を認めることに一応の合理性はあると考えられる。

ただ、過去に遡る支援であり、さらに、不法な連れ去り、留置等ではない国際間の子の移動のケースも支援の対象となるとすれば、締結直後から接触援助の申請件数は非常に多数に及ぶ可能性もあると考えられる。

したがって、これらの申請者に対する接触援助のために中央当局の体制や接触援助の支援システムの早急な充実が求められる。

また、支援の内容として検討されている、第2 7「子の社会的背景に関する情報を交換する」ことについては、返還援助申請の場合は、返還手続の審理のために必要とされる子の社会的背景に関する情報を中央当局間で交換することが有用であるが、そこで意味する社会的背景の内容が必ずしも明確ではないこともあり、接触援助申請においてまで中央当局が子の社会的背景に関する情報を把握し、我が国以外の条約締約国の中央当局との間で交換することが必要、適切であるかは十分検討されるべきである。

(2) 外務大臣は、(1)に定める場合のほか、申請者と、子を連れ去り、又は留置している者との間の合意又は裁判手続に基づく返還手続が進められている間も子と親の面会及びその他の交流の機会を確保するため、第2の6.の友好的な解決の一方法として、適当な場合には家事審判法に基づいた調停の制度を紹介すること等、しかるべき措置をとることが考えられるが、具体的措置については、なお検討するものとする。

(注：調停機関、民間紛争解決手続事業者、裁判所その他解決を図る関係機関を介した面会交流の機会を確保することが考えられるが、こうした支援の具体的な内容については、受け皿の確保やニーズの把握等に努めることとする。なお、家事審判法に基づく調停の制度を紹介することの適否については、法制審議会における調停制度の在り方についての議論も踏まえ、なお検討するものとする。)

【意見】賛成である。調停機関、裁判所、その他、民間の裁判外紛争解決機関であって国際家事紛争を適確に取り扱うことができると認められるものを紹介するなどして、面会交流の機会を確保するものとするべきであると考えられるが、具体的措置については検討を要する。

(3) 外務大臣は、国内において接触援助申請の対象である子との面会が行われる場合には、接触の権利が平穩に享受されるよう支援するための措置をとるものとする。

(注：具体的にどのような措置をとるのが適当かについては、なお検討するものとする。)

【意見】賛成である。具体的な措置に関しては、十分な検討が必要である。

(4) 外務大臣は、接触援助申請に係る書類に照らし以下に例が挙げられる要件(注)に該当することが明らかであると認めるときは、当該接触援助申請を却下することができるものとするが、接触援助申請の却下に係る具体的な要件については、なお検討するものとする。

ア 子が16歳に達していること。

イ 子が我が国に現に所在しないこと(2.(1)の場合を除く。)

ウ 接触の権利が侵害されたとされる時の直前に子が一の条約締約国に常居所を有していなかったこと。

エ 子を現に監護している者により申請者の接触の権利が侵害されていな

いこと。

オ 接触の権利の侵害が一の条約締約国から他の条約締約国への子又は親の移動を伴わずに生じたこと。

(注：一の締約国の国内で生じている接触の権利の侵害の問題(いわゆる国内事案)については、条約に基づく接触の権利に関する援助の対象とはならない。)

【意見】賛成である。具体的な要件については、検討されたい。

(5) 外務大臣は、接触援助申請を却下したときは、その旨及びその理由を申請者(我が国以外の条約締約国の中央当局を通じて接触援助申請の送付を受けた場合においては当該中央当局)に直ちに通知するものとする。

【意見】賛成である。

第4 不服申立ての制限

外務大臣によってとられた措置については、返還援助申請及び接触援助申請の却下を除き不服の申立てをすることができないものとするべきか、なお検討するものとする。

【意見】当該内容を検討することに賛成である。

第5 在外邦人の保護

在外邦人に対する支援として、子の常居所地国における在外公館において、DV・児童虐待等の保護手続・保護施設についての情報提供を行うとともに、邦人の帰国後、裁判所が必要と認める資料(当該公館において当該国の病院・警察などの関係諸機関に依頼することで容易に入手できる資料)の収集のための援助態勢を整えるべきである。更に、過去に在外公館への相談・連絡等を行った場合に、後日裁判所等からの照会に回答する態勢を整えるべきである。

(了)